

## 旅行者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行者の概要				不利益処分の内容	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第1847号	(株)阪急交通社	酒井 淳	大阪府大阪市北 区梅田2-5-25	業務改善命令	旅行業法第 18条の3第1 項第6号	令和2年11月19日から20日に実施した貸切バスを利用した旅行において、運送を引受けた貸切バス事業者が、運送の引受けに際して取引される手数料により、安全コストを割り込んで手数料が旅行会社に支払われたとして、道路運送法第10条違反で行政処分を受け、当該取引に関与した。